

学校や保育園・幼稚園内でのケガは…

日本スポーツ振興センターの 災害給付制度をご利用ください

学校などでけがをして病院に行くときは？

福祉医療費受給者証は利用せず、一旦お支払いの上
学校や園を通して「日本スポーツ振興センター」へ
医療費を請求してください。

学校、保育園や幼稚園などでのけがは、医療費が5,000円を超える場合、原則として日本スポーツ振興センター災害共済給付制度による医療費の給付の対象となります。

どうやって請求するの？

請求の流れは以下の通りです。詳しくは学校(園)におたずねください。

※総医療費が5,000円を超えない場合は福祉医療の対象となります。

学校(園)で申請書類を受け取り、
病院を受診します。
その際、病院で総医療費の見込み
を確認してください。



治療費が高額になる場合、「限度額適用認定証」の手続きを行っておくと、ひと月の支払額が上限額までとなります。

総医療費の
見込みは？

総医療費が
5,000 円以内の場合、
福祉医療を使って受診できます。



総医療費が
5,000 円以上の場合、
福祉医療を使わずに受診します。

※治療計画に変更があり、総医療費が
5,000 円以内に収まった場合、
福祉医療を使って受診できます。

治療終了後に、
学校(園)から配布された各種書類を
学校(園)に提出してください。

領収書を市へ提出し、払い戻しの
手続きをしてください。
申請先: 宇部市こども政策課



学校(園)からスポーツ振興センターへ共済給
付の請求を行います。

※審査後「自己負担額+医療費の1割」
が保護者へ給付されます。



お問い合わせ先
宇部市役所 1階 ⑪子ども・子育て窓口
こども政策課 手当・医療係
TEL (0836)34-8332
FAX (0836)22-6051